

滝沢市中期財政運営方針

(令和5年度～令和8年度)

令和5年2月

企画総務部 財務課

1 これまでの財政構造改革について

滝沢市では、これまで歳入の確保・拡大、財源の重点的かつ効果的な配分及び事業全般の見直しを図りながら、健全な財政運営に取り組んできました。

また、平成27年度から基金に依存する財政体質の脱却を図り、持続可能かつ安定的な財政基盤を維持するために、集中的に滝沢市財政構造改革に取り組んだ主な内容は、次のとおりです。

- 「歳入の確保・拡大」として、自主財源である市税等の収納率向上を図るために滞納整理、コンビニ納付等の納税環境の整備を進めてきたほか、ふるさと納税の確保のための体制見直し、企業版ふるさと納税の活用、未利用の市有財産の売却、官公庁オークションによる廃車した公用車等の売却を導入し、全庁的に歳入の確保・拡大を進めました。
- 「歳出の削減・抑制」として、市が単独で行う事務事業を整理し、他自治体の比較等による総合的な視点から事業規模や経費を見直し、事業に優先順位を付け事業費を削減・抑制しました。
- 「予算編成」においては、各部等へ示した予算配分枠の範囲内で各事業を実施できるよう中期的にシミュレーションを行ったうえで、一般財源の予算枠の範囲内で各部等に予算配分を行うことで年度間調整を行いました。

これらの取組の成果により、平成25年度から平成27年度にかけて赤字だった実質単年度収支は、平成28年度から令和3年度までの6年間連続して黒字となり、基金に依存する財政体質を改善することができました。

これにより、中期的に公共施設の長寿命化等の課題や社会経済状況等の変化に対応できるような持続可能かつ安定的な財政基盤に近づきつつあります。

これらのことから、平成27年度から取り組んできた滝沢市財政構造改革を令和4年度をもって一区切りとし、令和5年度からは事業の選択、集中と限りある行政資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的な配分を図りながら、未来へつながる事業への投資と健全な財政維持のために新たな財政運営方針に基づき、取り組めます。

2 これからの中期的な財政運営について

これまでの財政構造改革の成果・取組を活かし改善しながら、政策・施策を推進し、より柔軟に社会情勢の変化等に対応するために、これまで別々に作成してきた「中期財政見通し」と「中期財政計画」を一体的にして「中期財政運営方針」として作成します。

この「中期財政運営方針」を毎年見直して定めることで、「中期財政見通し」を踏まえた単年度及び中期的な財政運営の方向性を確認しながら、社会情勢の変化や今後の国・県の少子化等の政策の動向を注視し、これらに柔軟に対応するとともに、市独自の政策についても推進できるよう継続して健全な財政運営に取り組みます。

中期財政運営方針

期間 令和5年度から令和8年度まで

1 歳入の確保に向けた取組の推進

これまで通り、向上した市税等の収納率の維持に努め安定的な自主財源の確保に取り組み、国等の動向等を十分に見極めながら、積極的に財政措置がある市債や国・県の補助制度を有効に活用します。また、歳入拡大の可能性を検討します。

2 効率的・効果的な事業の推進

各事業の効果や緊急性などから優先的に取り組むべき事業を選択、集中し既存事業の見直しを図りながら、限られた歳入を有効に活用します。

3 将来の財政負担の軽減・平準化

中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、将来の財政見直しを行い、後年に多大な財政負担が発生しないよう財政負担の軽減・平準化に努めます。

4 基金の管理及び運用

将来的に見込まれる大規模事業等や自然災害・感染症等の不測の事態による歳入の減少又は歳出の増加に備えて、基金の現在高を確保し、基金の運用収入の向上を図るため、債券等による効率的な運用を検討します。

5 市債借入及び残高の適正管理

市債については、市の諸課題に対応するために健全な財政運営を前提としつつ、将来の負担が大きくなるよう今後の市債残高の推移を見込み、著しく市債残高が増加することがないように必要とする建設事業の実施時期を見極めながら、借入を幅広く検討します。

6 持続可能な滝沢市を目指して

安全・安心な暮らしのための事業、市役所周辺を中心拠点地区の整備、公共施設の長寿命化等、現在から将来にわたって持続可能な滝沢市となるための財政運営を目指します。

3 中期財政見通し（令和5年度～令和8年度）

（単位：百万円、％）

区 分		令和5年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		当初予算（案）		前年比		前年比		前年比
歳入	市 税	5,475	5,379	▲ 1.8%	5,391	0.2%	5,387	▲ 0.1%
	地方譲与税・税交付金	1,681	1,681	0.0%	1,681	0.0%	1,681	0.0%
	地 方 交 付 税	4,451	4,525	1.7%	4,518	▲ 0.2%	4,487	▲ 0.7%
	国 ・ 県 支 出 金	5,595	5,648	0.9%	5,901	4.5%	5,576	▲ 5.5%
	市 債	592	683	15.4%	817	19.6%	642	▲ 21.4%
	そ の 他 収 入	1,396	1,483	6.2%	1,359	▲ 8.4%	1,260	▲ 7.3%
	計 (A)	19,190	19,399	1.1%	19,667	1.4%	19,033	▲ 3.2%
歳出	義 務 的 経 費	9,978	10,082	1.0%	10,175	0.9%	10,203	0.3%
	人 件 費	2,671	2,709	1.4%	2,716	0.3%	2,726	0.4%
	扶 助 費	5,837	5,919	1.4%	5,995	1.3%	6,032	0.6%
	公 債 費	1,470	1,454	▲ 1.1%	1,464	0.7%	1,445	▲ 1.3%
	投 資 的 経 費	1,334	1,468	10.0%	1,525	3.9%	1,130	▲ 25.9%
	そ の 他 経 費	8,188	8,107	▲ 1.0%	8,221	1.4%	7,990	▲ 2.8%
	計 (B)	19,500	19,657	0.8%	19,921	1.3%	19,323	▲ 3.0%
収支【A-B】		▲ 310		▲ 258		▲ 254		▲ 290
当初財政調整基金取崩し額		310		258		254		290
年度中の基金積戻し見込額		300		300		300		300
うち財政調整基金		200		200		200		200
うちその他基金		100		100		100		100
※ 各年度中の歳入歳出増減により基金へ積戻しする見込み額。特殊要因を除いて過去の実績を勘案して試算。								
年度末基金残高見込額		3,864	3,597	▲ 6.9%	3,459	▲ 3.8%	3,386	▲ 2.1%
うち財政調整基金		1,819	1,762	▲ 3.1%	1,710	▲ 3.0%	1,621	▲ 5.2%
うちその他基金		2,045	1,835	▲ 10.3%	1,749	▲ 4.7%	1,765	0.9%
市債残高見込額		17,069	16,362	▲ 4.1%	15,781	▲ 3.6%	15,052	▲ 4.6%

4 中期財政見通しの概要

「3 中期財政見通し（令和5年度から令和8年度）」は、以下のとおり試算しています。将来にわたり安定的な財政運営を行っていくため、中期的な財政収支の見通しを行い、財源の目途を立てながら、計画的に財政運営を行います。

- (1) 試算期間
令和5年度から令和8年度（4年間）
- (2) 会計単位
一般会計
- (3) 予定する大規模・特殊事業

期間	事業内容
令和5年度 ～令和7年度	◇中心拠点商業地区開発に要する事業費 市役所前の中心拠点商業地区の整備に要する次の経費が見込まれます。 ・河川切り回し、歩道整備に係る用地購入費及び工事に係る開発事業者に対する支援補助金（約2億3千万円） 地域整備特別対策事業基金を活用します。 ・向新田線道路の整備（約5億1千万円） 国補助金及び市債を活用します。
令和5年度 ～令和7年度	◇地方公共団体システム標準化・共通化に要するシステム改修 国が推進する地方公共団体情報の基幹・業務システムの統一・標準化に要する経費（約5億円）が見込まれます。国補助金を活用します。
令和5年度～	◇ごみ処理広域化に係る盛岡広域環境組合負担金 令和14年度の新ごみ焼却施設の稼働を目指す盛岡広域環境組合に対する盛岡広域8市町で負担する経費が発生します。
令和5年度～	◇滝沢市役所庁舎の老朽化に伴う改修事業費 老朽化が著しい庁舎等の大規模改修の経費（約15億円）が見込まれ、緊急性や必要性を判断しながら、実施します。市債や地域整備特別対策事業基金の活用を検討します。

(4) 試算条件 (用語解説含む)

《歳入》
<p>【市税】 市に納税する税金の総称。生産年齢人口の減少や固定資産税評価替えによる影響から減少傾向にあるものと見込み推計。</p>
<p>【地方譲与税・税交付金】 地方譲与税は本来、地方税となるべき税源を国税として国が徴収し、市へ交付するお金。交付金は県税として徴収される税の一部が法律に基づき地方公共団体へ交付するお金。令和5年度当初予算額と同額として推計。</p>
<p>【地方交付税】 地域ごとの状況の違いによって生じる差等を調整し、地方公共団体が行政運営を行うために不足する財源を国が保障し交付するお金。令和5年度当初予算額を基に市税等の収入の見込みにより推計。</p>
<p>【国・県支出金】 国や県が用途を指定して市に交付するお金。事業の見通し等における特定財源の見込みにより推計。</p>
<p>【市債】 地方公共団体が長期間にわたって使用される道路等の公共施設の整備や保全・更新等のために借入するお金。令和5年度当初予算額及び事業の見通し等における特定財源の見込みにより推計。</p>
<p>【その他収入】 上記区分に該当しない使用料・手数料や諸収入等を計上（基金のうち、財政調整基金は「当初財政調整基金取崩し額」に計上しています。）令和5年度当初予算額と同額で推移するものとし、各年度に必要と見込まれる各基金の取崩し額を加算し推計。</p>
《歳出》
<p>（義務的経費） 毎年必ず支出が必要となる経費の総称。人件費、扶助費、公債費から構成されます。</p>
<p>【人件費】（義務的経費） 職員の給与や退職金、各報酬等の経費。令和5年度当初予算額及び定年退職数（定年延長の影響を見込む）及び採用人数を考慮し推計。会計年度任用職員及び各報酬等は令和5年度当初予算額と同額にて推計。</p>
<p>【扶助費】（義務的経費） 児童手当、生活保護、医療費の援助等、主に福祉に要する経費。令和</p>

5年度当初予算額及び事業の見通し等の今後の見込みにより推計。

【公債費】（義務的経費）

市債の返済に要する経費。令和5年度当初予算額及び事業の見通し等における特定財源（市債）等により推計。

新規発行条件は、借入利率1.0%、元利均等償還を基本とします。

【投資的経費】

公共施設等の建設に要する経費。令和5年度当初予算額及び事業の見通し等の今後の見込みにより推計。

【その他経費】

行政事務に必要とする物品購入や委託料等の経費。令和5年度当初予算額及び事業の見通し等の今後の見込みにより推計。

【資料】滝沢市財政指標分析表（一般会計）

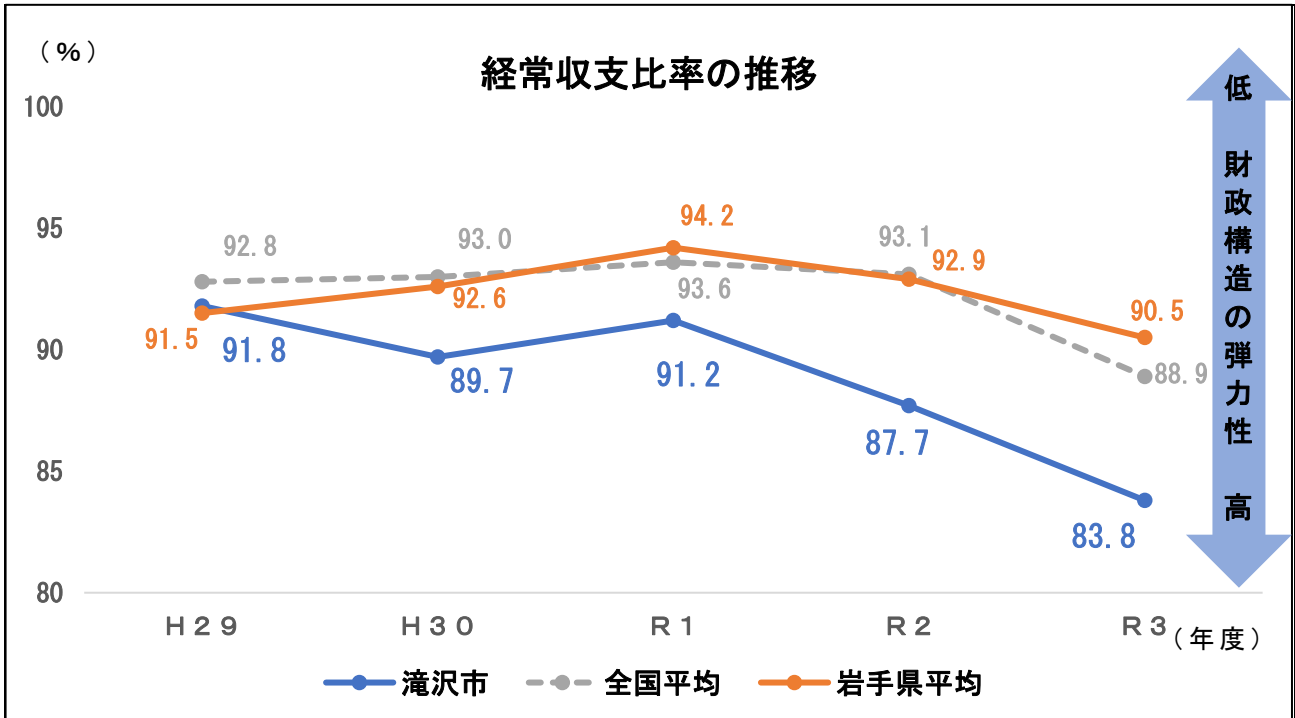
本資料は、滝沢市中期財政運営方針の参考資料として、滝沢市のこれまでの決算を基に財政状況を表す各財政指標の推移と特徴をまとめたものです。

これらの財政指標の推移を注視しながら、健全な財政運営に取り組めます。

令和5年3月

企画総務部 財務課

○ 経常収支比率



◆ 計算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源収入額}}$$

◆ 用語解説等

経常収支比率は、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に対して、経常的収入（市税・地方交付税等）がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性（自由に使えるお金がどれくらいあるか）を判断するための指標として用いられ、この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることとなり新たな事業への財源確保が困難になります。

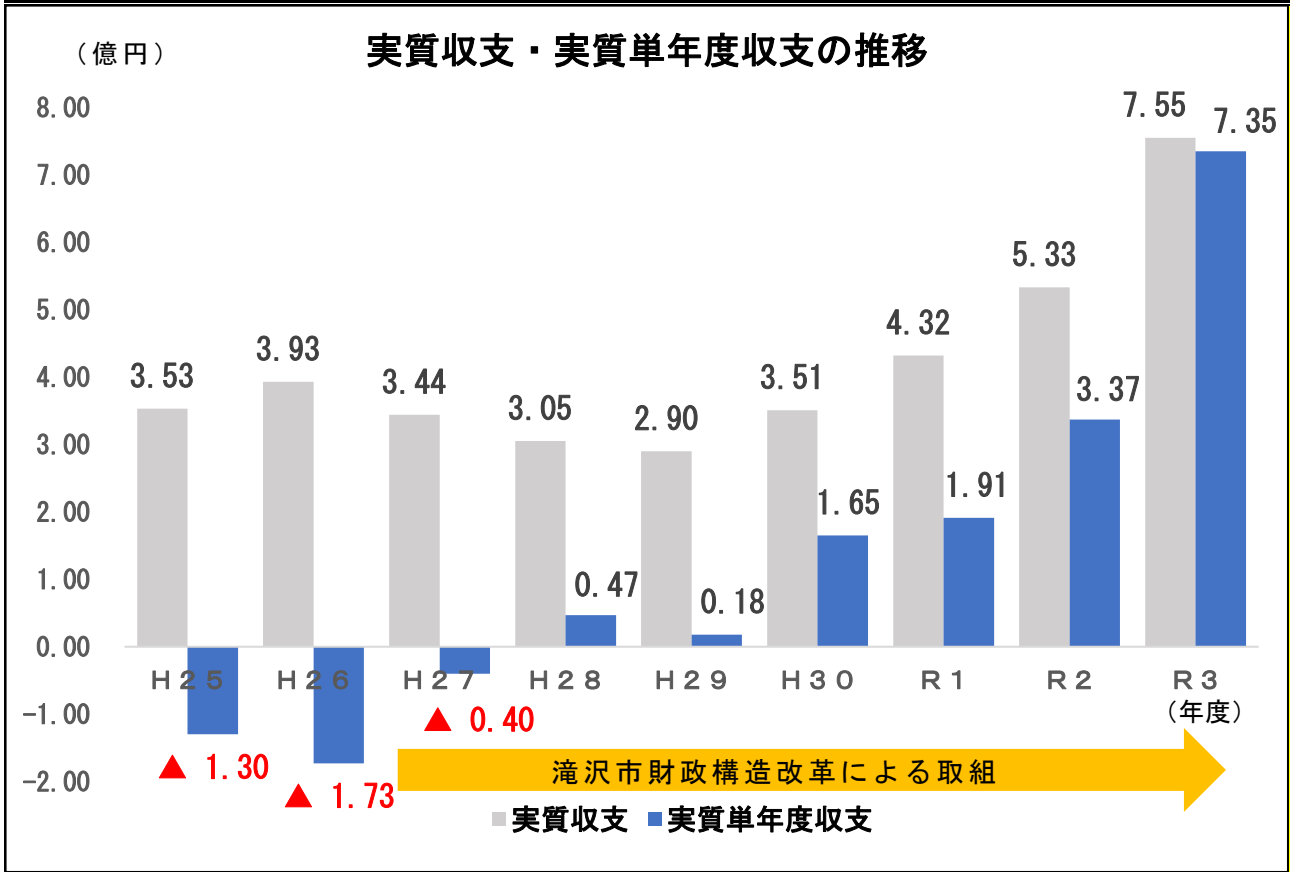
かつて昭和40年代は、75%程度が適正とされていましたが、社会状況の変化に伴い年々扶助費等の義務的経費等の増加により、ほとんどの地方公共団体において、90%を超えており地方の財政構造が変化しています。

◆ 滝沢市の特徴

滝沢市においても90%前後を推移していましたが、R3決算においては、83.8%と減少し、全国、岩手県と比較して低い状況です。

しかしながら、物価・原油高騰等の影響により経常的経費が増加しており、今後においても社会情勢の動向を注視しながら、財政の硬直化が進まないよう自主財源の確保と経常的経費の抑制を図ることが必要です。

○実質収支・実質単年度収支



◆計算式

- ・ 実質収支 = 歳入決算総額 - 歳出決算総額 - 翌年度繰越財源
- ・ 実質単年度収支 = 単年度収支 (実質収支 - 前年度実質収支) + 黒字要素 (財政調整基金積立額 + 市債繰上償還額) - 赤字要素 (財政調整基金取崩額)

◆用語解説等

実質収支は、歳入歳出決算額の差引（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた純剰余金（赤字の場合は純損失金）の額です。

実質単年度収支は、単年度収支に黒字要素と赤字要素を加減した額です。

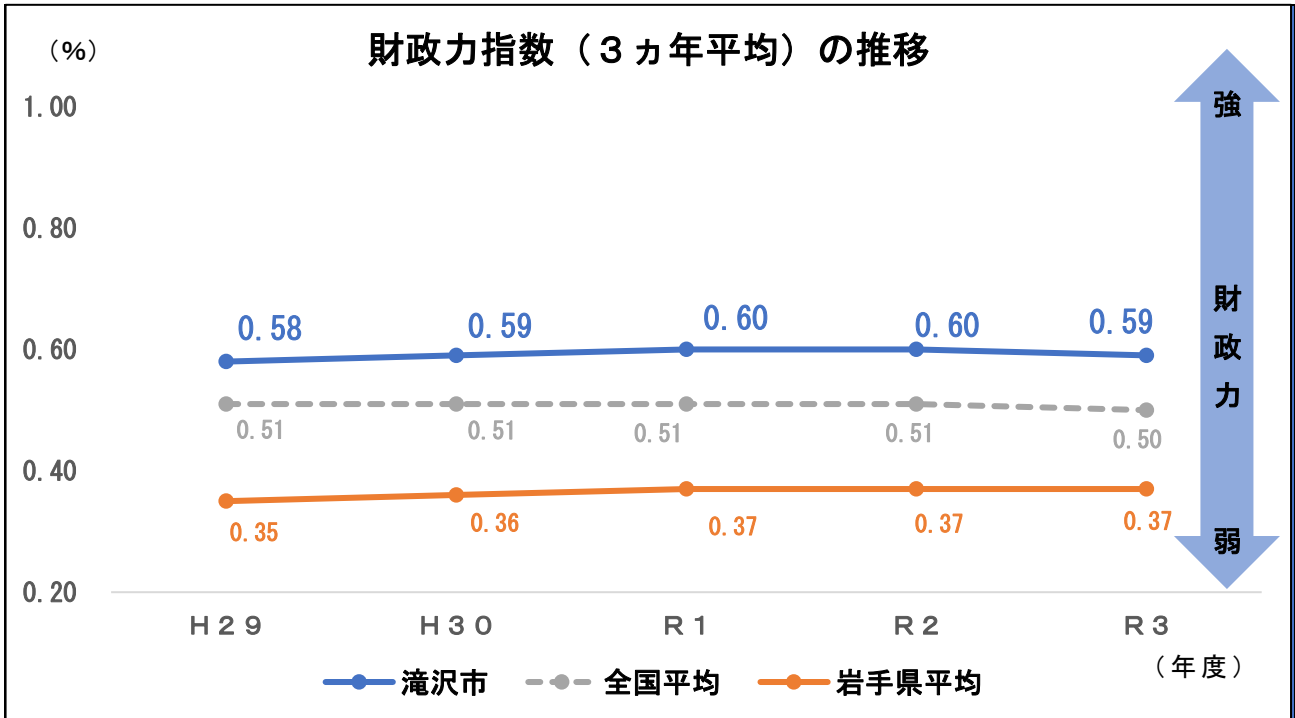
赤字は、基金等を取崩しながら資金をやり繰りしている状態にあり、赤字状態が続く場合は基金が減少し続ける状態となります。

◆滝沢市の特徴

滝沢市では、平成25年度から平成27年度まで実質単年度収支が赤字となっており、このままでは基金が枯渇するというシミュレーションに基づき平成27年度から滝沢市財政構造改革に取り組み、その成果により平成28年度以降、黒字となっています。

今後においても中期的見直しを行い、基金を管理しながら健全な財政運営に取り組むことが重要です。

○ 財政力指数



◆ 計算式

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

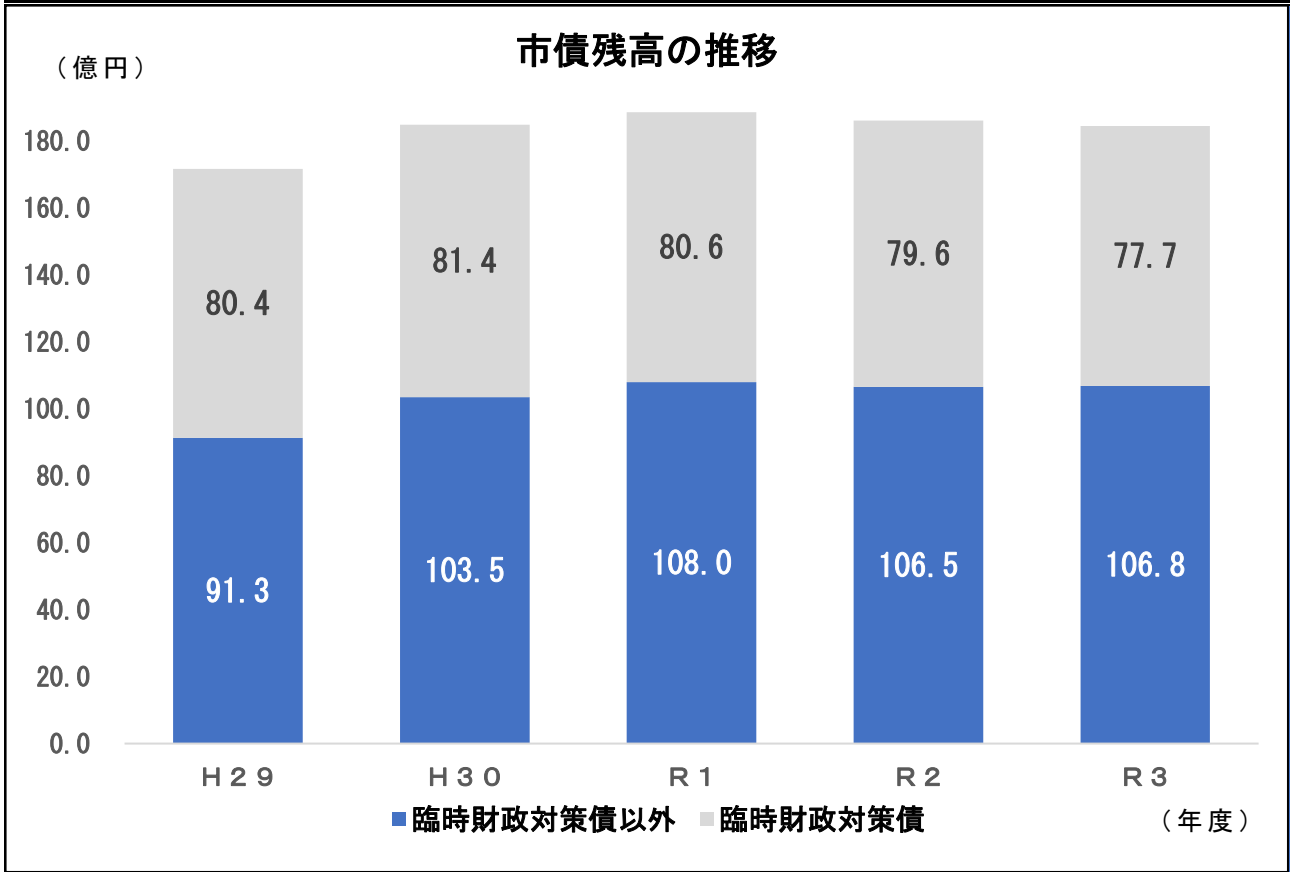
◆ 用語解説等

財政力指数とは、標準的な行政活動を行うためのお金を自らまかなえる割合です。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額（標準的収入）を基準財政需要額（標準的行政経費）で除して算出する指数であり、1を超える場合は普通交付税の不交付団体となります。財政力指数が1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕がある（財政力が強い）といえます。（基準財政収入額、基準財政需要額ともに国が地方交付税法で定めた一定の方法によって合理的に算定されるものであり、実際の滝沢市の収入、支出により算定されるものではありません。）

◆ 滝沢市の特徴

滝沢市は、財政力指数が0.6前後を推移しており、全国平均・岩手県平均ともに上回っています。財政力指数に大きな変動が無いのは、税収入等や基準財政需要額の主要な算定数値となる人口等についても増減が少ないことが主な要因と考えられます。

○市債残高



◆用語解説等

市債残高は、地方公共団体が長期間にわたって使用する道路等の公共施設の整備や保全・更新等のために借入した元金の残高です。

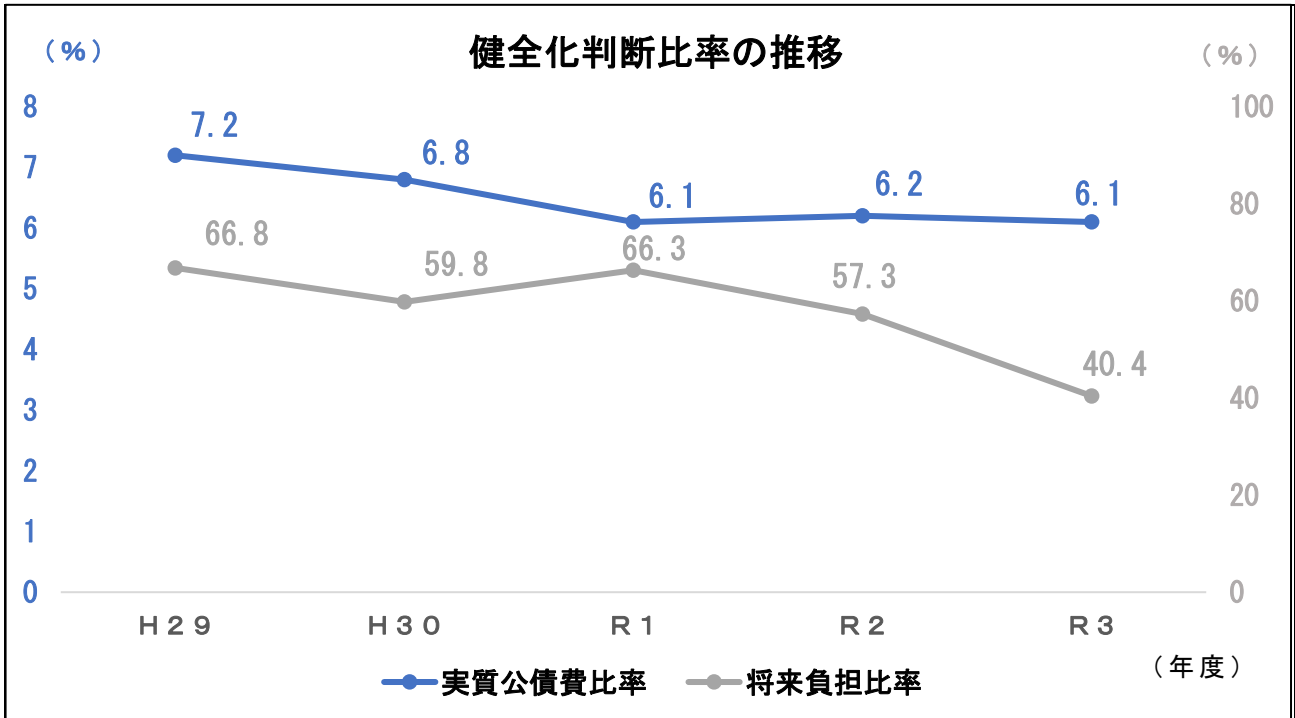
また、市債には事業の性質により種類が分類され、その種類によって後年度以降の地方公共団体の元利償還金に対し、国が普通交付税の基準財政需要額（公債費）にて交付税措置するものがあります。（臨時財政対策債は、国から交付される地方交付税の不足額を補填するため、その元利償還金の全額を後年度以降の地方交付税にて財政措置されています。）

◆滝沢市の特徴

大型建設事業として交流拠点複合施設、滝沢中央小学校、滝沢中央スマートインターチェンジの整備が集中したことにより令和元年度に市債残高のピークを迎えていましたが、令和2年度以降は減少する傾向となっています。

市債残高に対する償還金は、義務的経費のため、地方公共団体の財政の硬直化につながることから、今後の市債残高の見込みに留意しながら、国が交付税措置する市債の発行を幅広く検討し、事業の優先順位を付け、公共施設等の長寿命化を含めた建設事業の実施を検討する必要があります。

○健全化判断比率



※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字額が無い場合比率の算定無し

◆用語解説等

健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を客観的に財政の早期健全化や再生の必要性を判断する4つの財政指標です。

- ①実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ②連結実質赤字比率は、全ての会計の黒字・赤字額を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ③実質公債費比率は、市債の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し資金繰りの程度を示すもの。数値が小さいほど借入金返済の負担が少ない。
- ④将来負担比率は、市の借金総額を標準財政規模と比較して、将来、どの程度財政を圧迫する可能性があるか度合いを示すもの。数値が大きいほど将来負担が大きい。

早期健全化・再生の必要性を判断するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づいて健全化判断比率を、第22条の規定に基づいて資金不足比率を監査委員の審査に付し議会に報告、公表しなければなりません。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回る場合は「財政健全化計画」を、更に財政再生基準を上回る場合は「財政再生計画」を公表した年度中に定め、議会の議決を経て知事に報告しなければなりません。

また、財政再生団体は「財政再生計画」に総務大臣の同意を得なければ、災

害復旧事業債を除き市債の借入ができません。

◆滝沢市の特徴

実質公債費率は、令和元年度に一部事務組合等の一部償還の終了に伴い対前年比で減少していますが、その後は横ばいの状況です。

将来負担比率は、令和3年度に市債の現在高の減少、標準財政規模の増加等により対前年比で大幅に減少しています。

滝沢市では、以下のとおり全ての健全化判断比率がいずれの基準も下回っており「早期健全化団体」、「財政健全化団体」に該当しません。

◆早期健全化基準（いわゆるイエローカード）

令和3年度	健全化判断比率（％）			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
市町村の早期健全化基準	11.25～15	16.25～20	25	350
滝沢市の早期健全化基準	13.09	18.09	25	350
滝沢市	— 赤字ではない	— 赤字ではない	6.1	40.4
基準を下回るか（○）	○	○	○	○

◆財政再生基準（いわゆるレッドカード）

令和3年度	再生判断比率（％）			/
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	
市町村の財政再生基準	20	30	35	
滝沢市の財政再生基準	20	30	35	
滝沢市	— 赤字ではない	— 赤字ではない	6.1	
基準を下回るか（○）	○	○	○	